

③高等学校専攻科修学支援金制度の拡充について

続きまして、高等学校専攻科就学支援金制度の拡充についてお尋ねいたします。

一般には、高校無償化という言葉で知られる高等学校等就学支援金制度は、2010 年度から開始された国の制度です。

当初は、国公立の高校に通う生徒だけが授業料無償化の対象でありましたが、2020 年度から、私立高校等の生徒への支給上限額が引き上げられたことで、国公立に比べ授業料の高い私立高校に通うお子様をお持ちの御家族にとっても、実質無償化が実施されたことは誠に喜ばしい限りであります。

さて、本日取り上げますのは、高等学校専攻科就学支援金制度についてであります。

高等学校専攻科とは、高校卒業者を対象に、より高度な教育を行うために設けられた課程であり、高校 3 年間だけでは取れない国家資格の取得を目指した者が多く、その修業年限は 2 年とする場合がほとんどです。

本県においては、熊本中央高校、玉名女子高校、有明高校、城北高

校の4つの私立高校に、看護師国家試験受験資格を最短で得るための3年間の本科に2年間の専攻科を合わせた5年一貫の看護師養成課程が設置されています。

これらの高校看護科に通う生徒たちも、当然、昨年度から始まった私立高校授業料実質無償化の対象ではありますが、看護専攻科関係者の皆さんからは、制度の拡充による支援の充実を願う切実な声が上がっております。

その理由は、専攻科においては、本科に比べて就学支援金の算定基準となる世帯収入の上限額が低く設計されているためです。

私は、これら4つの高校を訪問し、実情を伺いましたが、その結果は次のとおりです。

まず、専攻科に進んだ生徒の半数から6割が、世帯収入基準の引下げに伴って就学支援金の対象から外れることになったとのことでもあります。

専攻科においては、専門書の購入をはじめ学費負担が増えるため、就学支援金が受けられなくなった生徒は、アルバイトをするか、主に病院からの奨学金を受けるか、保護者の負担を増やしてもらうしかありません。

しかし、学校としては、アルバイトは、学業との両立が難しくなるため、原則禁止あるいは勧めない立場を取っており、病院奨学金は、返済の免除を受ける代わりに、卒業後の進路が在学中から限定されることとなるので、積極的に勧めていないとのことでした。となると、残るは保護者による負担を増やしてもらうことになるが、それが困難なため、専攻科への進級を断念するという生徒も出ているとのことでありました。

我が国において、急激に進行する高齢化に伴って、近い将来不足することが明らかな看護師の確保は、従来から大きな課題でありましたが、これに加えて、昨年来、新型コロナウイルス感染が拡大し続ける中で、その予防と治療に携わる医療関係者、中でも看護師不足が、国民全般にわたる関心を集めております。

こうした状況を考えますと、私は、せっかく将来の看護師を目指して5年間の学習に挑戦している生徒たちが、必要以上に学費、生活費の心配をすることなく学業に専念できるよう、まずは専攻科就学支援金の制度拡充を求めたいと思います。

県は、本年5月、政府に提出された県の重点事業に係る提案、要望の中で、安心して私立学校に通える教育環境の実現の一つとして、こ

の専攻科就学支援金制度の拡充と全額国庫負担による措置を要望しておられますが、高等学校専攻科就学支援金制度の拡充について、今現在、県としてどのように考え、今後どう進めていこうと考えておられるのか、総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長白石伸一君登壇〕

～答弁～

◎総務部長（白石伸一君） 私立の高校生への修学支援につきましては、令和２年度から、国において、高等学校等就学支援金制度が拡充され、低所得世帯の生徒の授業料が実質無償化されました。あわせて、４～５年生に当たる高等学校専攻科についても、高等学校専攻科就学支援金制度が創設されました。

しかしながら、高等学校専攻科は、大学や短期大学等の高等機関と同様との位置づけとされ、高等学校本科と比較して、所得要件が厳しく設定されました。

このため、議員御指摘のとおり、３年生までは給付を受けていたが、専攻科に進級した４～５年生では給付を受けられなくなったという生徒が生じています。

各学校からは、在学途中で支援要件が変わり、学費負担が大きくなることは、卒業までの学業の継続に支障があることから、改善を求める要望が県に寄せられております。

そこで、本年5月に、国に対して、私立の高等学校の専攻科においても、3年生までの本科と同様の支援ができるよう、制度のさらなる拡充を要望したところでございます。

今後の感染症対策を含めた地域医療を支える人材である看護師の養成は、県としても重要な課題であり、高等学校専攻科が果たす役割は大きいと認識しております。

現在、県では、県内で就業する優秀な看護職員の確保と県内定着を目的に、一定の条件を満たす県内の医療機関に看護職員として3年または5年間勤務した場合、返還が不要となる熊本県看護師等修学資金貸与制度を設けております。

引き続き、この修学資金貸与制度を、県内で就職を希望する高等学校専攻科を含む看護師等学校養成所の学生に対し、活用を促してまいります。

また、将来を担う高校生が安心して高校に通えるよう、各学校の状況や御意見を伺いながら、引き続き、私立の高等学校専攻科への就学

支援金制度の拡充について、しっかりと国へ要望してまいります。

〔 browse 上陽一君登壇 〕

～ 切り返し ～

◆（ browse 上陽一君 ） 御答弁ありがとうございました。拡充をしっかりと要望してまいるとの答弁をいただきました。

本年3月、小学校を卒業した子供たちを対象に行われた、将来就きたい職業についての調査によれば、女子では看護師が首位となりました。コロナ禍の中で懸命に働く看護師をテレビなどで見て、社会の役に立ちたいと考えたのではないかと指摘していました。

専攻科の状況はよく御理解いただけていると思いますが、このように夢を持った子供たちが将来安心して看護師になる道を目指せるよう、就学支援制度の拡充に向けて、引き続き頑張っていただきたいと思います。